発行 No. 品質発 250128

HORIBA グループ
含有禁止物質基準
第 5.6 版

2025 年 10 月 22 日

株式会社堀場製作所

改訂の履歴

変更日	内容
2013 年 1 月 4 日 （第 2 版）	下記 2 物質をリストに追加 （2013 年 1 月 4 日改訂） (8) フッ素系温室効果ガス 理由:EU 規則、京都議定書等規制への対応 (20) ポリ塩化ターフェニル類 理由:REACH 規則 使用制限物質指定に伴う
2014 年 1 月 6 日 （第 3 版）	下記 1 物質を含有禁止物質リストに追加 (26) 塩化コバルト（シリカゲル・乾燥剤用途） 理由:国内外の法規制及び市場要求への対応
2017 年 7 月 1 日 （第 4 版）	下記 4 物質を含有禁止物質リストに追加 (27) フタル酸ブチルベンジル(BBP) (28) フタル酸ジ-n-ブチル(DBP) (29) フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) (30) フタル酸ジイソブチル(DiBP) 理由:EU RoHS 指令 No. 2015/863 に従う
2017 年 10 月 16 日 （第 4.1 版）	第 4 版で追加した 4 物質に対する使用禁止時期を変更
2018 年 3 月 1 日 （第 5 版）	下記 1 物質を変更、3 物質を含有禁止物質リストに追加 (21) ポリ塩化ナフタレン類（塩素原子 2 個以上） 原子数 3→2 に追加 (31) ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) (32) ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩、関連物質 (33) ヘキサクロロベンゼン 理由:国内外の法規制への対応 発行部署名変更
2021 年 1 月 15 日 （第 5.1 版）	(2) ＊1 の脚注の表記間違いを修正 (32) 主な参照法令変更、主な参照法令に「L16 EU 規則 No 850/2004」を追加
2022 年 4 月 25 日 （第 5.2 版）	(19) ポリ塩化ビフェニルの規制値を追加
2022 年 11 月 1 日 （第 5.3 版）	下記 2 物質を含有禁止物質リストに追加 (34) リン酸トリス（イソプロピルフェニル）(PIP3:1) 理由:米国 TSCA への対応 (35) C9-C14 PFCAs とその塩及び関連物質 理由:EU REACH 規則への対応

変更日	内容
2023 年 12 月 1 日 (第 5.4 版)	(36) ペルフルオロヘキシルスルホン酸(PFHxS)とその塩、関連物質を含有禁止物質に追加
2024 年 10 月 1 日 (第 5.5 版)	(21) ポリ塩化ナフタレン類 塩素原子 2 個以上→塩素原子 1 個以上に変更 (37) デクロランプラスを含有禁止物質に追加 (38) UV-328 を含有禁止物質に追加
2025 年 10 月 22 日 (第 5.6 版)	(15) ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩及び関連物質の規制値を変更 (39) 中鎖塩素化パラフィン(MCCP)を含有禁止物質に追加 (40) 長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び関連物質(炭素数 9～21)を含有禁止物質に追加

HORIBA グループグリーン調達ガイドラインで規定している 含有禁止物質および物質群リスト

HORIBA グループに納入される部品、材料、および HORIBA グループの出荷製品では、含有濃度が下記に規定する規制値未満を保証することが必要です。

「主な参照法令」:後出の「主な参照法令と番号」をご確認ください。

No	物質群	対象 CAS 番号例	物質名	規制値	主な参照法令	用途例	使用禁止時期
1	アスベスト類	−	−	意図的使用禁止	L1	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填材、研磨剤、顔料、塗料、タルク、断熱材	適用中
2	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料（※1）	92-67-1 92-87-5 95-69-2 91-59-8 97-56-3 99-55-8 106-47-8 615-05-4 101-77-9 91-94-1 119-90-4 119-93-7 838-88-0 120-71-8 101-14-4 101-80-4 139-65-1 95-53-4 95-80-7 137-17-7 90-04-0 60-09-3	４－アミノビフェニル ベンジジン ４－クロロ－２メチルアニリン ２－ナフチルアミン ｏ－アミノアゾトルエン ５－ニトロ－ｏ－トルイジン ｐ－クロロアニリン ２，４－ジアミノアニソール ４，４’－メチレンジアニリン ３，３’－ジクロロベンジジン ３，３’－ジメトキシベンジジン ３，３’－ジメチルベンジジン ４，４’－ジアミノ－３，３’－ジメチルジフェニルメタン ６－メトキシ－ｍ－トルイジン ４，４’－メチレン－ビス（２－クロロアニリン） ４，４’－オキシジアニリン ４，４’－ジアミノジフェニルスルフィド ｏ－トルイジン ４－メチル－ｍ－フェニレンジアミン ２，４，５－トリメチルアニリン ｏ－アニシジン ４－アミノアゾベンゼン	織物/皮革製品中の 0.003 重量%（30 ppm）	L2	顔料、染料、着色料	適用中

No	物質群		対象 CAS 番号例	物質名	規制値	主な参照法令	用途例	使用禁止時期
3	カドミウム/カドミウム化合物	下記に示す対象以外のすべて	10108-64-2 10124-36-4 1306-19-0 1306-23-6 31119-53-6 7440-43-9 7790-79-6 –	塩化カドミウム 硫酸カドミウム 酸化カドミウム(II) 硫化カドミウム 硫酸カドミウム カドミウム フッ化カドミウム その他	均質材料中のカドミウムの 0.01 重量%(100 ppm)	L3	顔料、 耐食表面処理、電気および電子材料、光学ガラス、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC 用安定剤	適用中
		包装材(※5)			100ppm 未満	L4	包装材	
		電池(※2)			総重量中のカドミウムの 0.001 重量%(10 ppm)	L5	電池	
4	六価クロム化合物	下記に示す対象以外のすべて	7738-94-5 7775-11-3 7778-50-9 7789-00-6 7789-09-5-	クロム酸 クロム酸ナトリウム 重クロム酸カリウム クロム酸カリウム 二クロム酸アンモニウム その他	均質材料中の六価クロムの 0.1 重量%(1,000 ppm)	L3	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、耐食表面処理、染料	適用中
		包装材(※5)			100ppm 未満	L4	包装材	
5	ジブチルスズ化合物 (DBT)(※3)		683-18-1 –	ジブチルスズジクロリド, ジブチルスズジクロライド(DBTC) その他	スズ元素として、材料中の 0.1 重量%(1,000 ppm)	L2	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒	適用中
6	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	(a) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品	15571-58-1 –	ジオクチルスズ ビス(2-エチルヘキシルチオグリコラート); DOTE その他	スズ元素として、材料中の 0.1 重量%(1,000 ppm)	L2	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒	適用中
		(b) 育児用品						
		(c) 2 液性室温硬化モールディングキット (RTV-2 シーラントモールディングキット)						
7	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)(※3)		624-49-7	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	材料中の 0.00001 重量% (0.1 ppm)	L6	殺虫剤、リクライニング、マッサージチェアーを含む電子式レザーシートの防かび処理	適用中

No	物質群		対象 CAS 番号例	物質名	規制値	主な参照法令	用途例	使用禁止時期
8	フッ素系温室効果ガス	HFCs		HFC−23	意図的使用禁止	L7	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス	適用中
				HFC−32				
				HFC−41				
				HFC−125				
				HFC−134				
				HFC−134a				
				HFC−143				
				HFC−143a				
				HFC−152				
				HFC−152a				
				HFC−161				
				HFC−227ea				
				HFC−236cb				
				HFC−236ea				
				HFC−236fa				
				HFC−245ca				
				HFC−245fa				
				HFC−365 mfc				
				HFC−43−10 mee				
		PFCs		PFC−14				
				PFC−116				
				PFC−218				
				PFC−3−1−10				
				PFC−4−1−12				
				PFC−5−1−14				
				PFC−c−318				
		SF 6 NF3		六ふっ化硫黄 三ふっ化窒素				

No	物質群		対象 CAS 番号例	物質名	規制値	主な参照法令	用途例	使用禁止時期
9	ホルムアルデヒド	複合木材製品(合板、パーティクルボード、中密度ファイバーボードまたは部品（※4）	50-00-0	ホルムアルデヒド	意図的使用禁止	L8	ステレオキャビネット、キオスク囲い	適用中
10	鉛/鉛化合物	下記に示す対象以外のすべて	10099-74-8 11120-22-2 12036-76-9 12060-00-3 12065-90-6 12141-20-7 12202-17-4 12578-12-0 12626-81-2 1314-41-6 1317-36-8 1319-46-6 13424-46-9 1344-37-2 13814-96-5 17570-76-2 20837-86-9 301-04-2 51404-69-4 62229-08-7 6477-64-1 68784-75-8 69011-06-9 91031-62-8 –	硝酸鉛; 硝酸鉛(II) ケイ酸と鉛の塩 塩基性硫酸鉛 チタン酸鉛 塩基性硫酸鉛 二塩基性リン酸鉛 塩基性硫酸鉛; 三塩基性硫酸鉛; 三塩基性硫酸鉛（Pb4O3（SO4）） ジオキソビス（ステアリン酸）三鉛 ジルコン酸チタン酸鉛; 三酸化ジルコニウムチタン鉛 四酸化三鉛 一酸化鉛; 酸化鉛(II) 炭酸鉛; 水酸化炭酸鉛(II) アジ化鉛; 二アジ化鉛(II)： アジ化鉛(II) クロム酸鉛 ホウフッ化鉛; 四フッ化ホウ酸鉛(II) メタンスルホン酸鉛(II) シアナミド鉛 酢酸鉛(II) 塩基性酢酸鉛 塩基性亜硫酸鉛 ピクリン酸鉛; 鉛(II)＝ジピクラート： ピクリン酸鉛(II) ケイ酸とバリウムの塩（1：1）（鉛ドープ） [1，2－ベンゼンジカルボキシラト（2－）]ジオキソ三鉛; ジオキソ（フタラト）三鉛 脂肪酸鉛塩（炭素数C16－18） その他	均質材料中の鉛の 0.1 重量%（1,000ppm）	L3	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、快削合金、快削鋼、光学材料、CRT ガラスの X 線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ材料、硬化剤、加硫剤、強誘電体材料、めっき、合金、樹脂添加剤	適用中
		包装材（※5）			100ppm 未満	L4	包装材	
		熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード			表層被覆中の鉛の 0.03 重量%（300ppm）	L9	顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料	
		電池（※2）			電池中の鉛の 0.004 重量%（40ppm）	L10	炭素亜鉛電池、アルカリボタン電池	

No	物質群		対象 CAS 番号例	物質名	規制値	主な参照法令	用途例	使用禁止時期
11	水銀/水銀化合物	下記に示す対象以外のすべて	7439-97-6 7546-30-7 7783-35-9 10045-94-0 51595-71-2 –	水銀 塩化第一水銀 硫酸第二水銀 硝酸水銀(II) 硫化水銀(I) その他	意図的添加または均質材料中の水銀の0.1 重量%(1,000 ppm)	L3	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理	適用中
		包装材(※5)			100ppm 未満	L4	包装材	
		電池(※2)			0.0001 重量% (1ppm)	L11	酸化銀ボタン電池、アルカリ電池、炭素亜鉛電池	
12	ニッケル(※4)	長時間皮膚に接する場合	7440-02-0	ニッケル	意図的使用禁止	L2	ステンレス鋼、めっき;長時間皮膚接触の適用例:ヘッドホーン	適用中
13	オゾン層破壊物質	CFCs	–	–	意図的使用禁止	L12	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	適用中
		ハロン	–	–				
		–	56-23-5	四塩化炭素				
		–	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン				
		HCFC	–	–				
		HBFC	–	–				
		–	74-97-5	ブロモクロロメタン				
		–	74-83-9	臭化メチル				
		–	–	その他のモントリオール議定書付属書 A/B/C/E 収載物質				
14	過塩素酸塩		7791-03-9 –	過塩素酸リチウム その他	製品の 0.0000006 重量% (0.006ppm)	L13	コインセル電池	適用中
15	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩及び関連物質(※3)		–	–	意図的添加 または物質とその塩 25ppb、関連物質合計 1000ppb	L14 L16	フィルムとプラスチックの帯電防止剤	適用中

No	物質群	対象 CAS 番号例	物質名	規制値	主な参照法令	用途例	使用禁止時期
16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的使用禁止	L14	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキングまたはシール用充填材	適用中
17	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	–	–	均質材料の 0.1 重量% (1,000 ppm)	L3	難燃剤	適用中
18	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	1163-19-5 –	デカブロモジフェニルエーテル(デカ BDE) その他	意図的添加または均質材料の 0.1 重量% (1,000ppm)	L3	難燃剤	適用中
19	ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)および特定代替品	– 76253-60-6 – 99688-47-8	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン, Ugilec 141 モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン, Ugilec 121 モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン ブロモベンジルブロモトルエン,異性体の混合物 (DBBT)	意図的使用禁止または 50ppm	L14 L2	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液;可塑剤、防火材、難燃剤、誘電体シーラント	適用中
20	ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	61788-33-8	ポリ塩化ターフェニル	材料の 0.005 重量%(50ppm)	L2	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液;可塑剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント	適用中
21	ポリ塩化ナフタレン類(塩素原子 1 個以上)	–	–	意図的使用禁止	L14 L16	潤滑剤、塗料、安定剤(電気特性、耐炎性、耐水性)絶縁材、難燃剤	適用中
22	放射性物質	–	–	意図的使用禁止	L15	光学特性(トリウム)、測定装置、ゲージ類、検出器	適用中
23	短鎖型塩化パラフィン類(C10 – C13)	85535-84-8 –	塩素化パラフィン(短鎖) その他	製品の 0.1 重量%(1,000 ppm)	L2	PVC 用可塑剤、難燃剤	適用中

No	物質群	対象 CAS 番号例	物質名	規制値	主な参照法令	用途例	使用禁止時期
24	三置換有機スズ化合物	–	–	意図的添加またはスズ元素として、材料中の 0.1 重量% (1,000 ppm)	L2	安定剤、酸化防止剤、抗菌抗かび剤、防汚染剤、防腐剤、抗かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤	適用中
25	トリブチルスズ＝オキシド（TBTO）	56-35-9	–	意図的添加または製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	L14	防腐剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	適用中
26	塩化コバルト / シリカゲル・乾燥剤	7646-79-9 –	二塩化コバルト(II) その他	0.1 重量% (1,000ppm)	L2	吸湿量インジケーター	適用中
27	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	均質材料の 0.1 重量% (1,000 ppm)	L2	塩化ビニルシート、接着剤、密封材、塗料	適用中
28	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	均質材料の 0.1 重量% (1,000 ppm)	L2	ケーブル、プラグ、ラバー、チューブ、封止材、接着剤、滑り止めコーティング、塗料	適用中
29	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	均質材料の 0.1 重量% (1,000 ppm)	L2	塩化ビニルケーブル・ワイヤー(汎用的な可塑剤)	適用中
30	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	均質材料の 0.1 重量% (1,000 ppm)	L3	可塑剤	適用中
31	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	25637-99-4 3194-55-6 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 –	ヘキサブロモシクロドデカン 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン アルファ-ヘキサブロモシクロドデカン; rel－(1R, 2R, 5S, 6R, 9R, 10S)－1, 2, 5, 6, 9, 10－ヘキサブロモシクロドデカン ベータ-ヘキサブロモシクロドデカン; rel－(1R, 2S, 5R, 6R, 9R, 10S)－1, 2, 5, 6, 9, 10－ヘキサブロモシクロドデカン ガンマ-ヘキサブロモシクロドデカン; rel－(1R, 2R, 5R, 6S, 9S, 10R)－1, 2, 5, 6, 9, 10－ヘキサブロモシクロドデカン その他	意図的使用禁止	L14	難燃剤	適用中

No	物質群		対象 CAS 番号例	物質名	規制値	主な参照法令	用途例	使用禁止時期
32	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩、関連物質	構成要素の一つとして、他の炭素原子に直接付くC7F15-を持つ直鎖または分鎖ペルフルオロペプチル派生である関連物質（その塩およびポリマーを含む） 構成要素の一つとして、C8F17-を持つ直鎖または分鎖ペルフルオロオクチル派生である関連物質(その塩およびポリマーを含む） 以下は除く － X が F,Cl,Br である場合の C8F17-X － C8F17-C(=O)OH, C8F17-C(=O)O-X’ または C8F17-CF2-X’(X’が塩を含むあらゆるグループの場合）	335-67-1 －	ペルフルオロオクタン酸（PFOA） その他	物質とその塩 均質材料中の25ppb, 関連物質 均質材料中の0.0001 重量%(1,000ppb)	L16	樹脂製造の添加剤	適用中
33	ヘキサクロロベンゼン		118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	意図的使用禁止	L14	殺菌剤	適用中
34	リン酸トリス（イソプロピルフェニル）（PIP3:1）		68937-41-7	リン酸トリス（イソプロピルフェニル）（PIP3:1）	意図的使用禁止	L8	可塑剤、難燃剤	適用中
35	C9-C14 PFCAs とその塩及び関連物質		375-95-1 335-76-2 2058-94-8 307-55-1 72629-94-8 376-06-7 －	ペルフルオロノナン酸(PFNA) ノナデカフルオロデカン酸（PFDA） ペルフルオロウンデカン酸（PFUnDA） ペルフルオロドデカン酸（PFDoDA） ペルフルオロトリデカン酸（PFTrDA） ペルフルオロテトラデカン酸（PFTDA） その他	C9-C14 PFCAs とそれらの塩の合計 25ppb C9-C14 PFCAs 関連物質の合計 260ppb	L2	樹脂製造の添加剤	適用中

No	物質群		対象 CAS 番号例	物質名	規制値	主な参照法令	用途例	使用禁止時期
36	ペルフルオロヘキシルスルホン酸(PFHxS)とその塩及び関連物質		1000597-52-3 -	ベンジル(トリフェニル)ホスホニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート その他	物質とその塩 25ppb 関連物質合計 1000ppb	L16	金属メッキ、コーティング	適用中
37	デクロランプラス		13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	デクロランプラス	意図的使用禁止	L14 L16	難燃剤	適用中
38	UV-328		25973-55-1	UV-328	意図的使用禁止	L14 L16	紫外線吸収剤	適用中
39	中鎖塩素化パラフィン(MCCP)	炭素鎖長が C14～17 であり塩素含有量が 45 重量%以上である直鎖状クロロアルカン または 以下の分子式を有する直鎖状クロロアルカン $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ において $y \geq 5$ $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ において $y \geq 5$ $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ において $y \geq 6$ $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ において $y \geq 6$	－	－	意図的使用禁止	L17	難燃剤	2026 年 7 月 1 日
40	長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び関連物質 (炭素数 9～21)		375-95-1 4149-60-4 －	ペルフルオロノナン酸 ペルフルオロノナン酸アンモニウム その他	意図的使用禁止	L17	樹脂製造の添加剤	2026 年 7 月 1 日

※1: 欧州共同体のアゾ染料使用禁止は、アゾ基の還元切断により同項対象 CAS 番号例・物質名 の芳香族アミンの 1 つが生成される特定アゾ染料・顔料に適用されます。閾値レベルはアゾ染料・顔料ではなく、これらのアミンに適用されるものです。

※2: 電池の報告閾値は最も厳格な法的要求事項に基づいています。ただし、法律上の基本的要求事項は一つの型の電池にのみ適用されますが、簡単にするために、同一の報告閾値レベルをすべての種類の電池に対して設定してあります。濃度計算の分母は電池総重量とします。

※3: 欧州委員会規則 No.276/2010 は、スズの 0.1 重量%の濃度限度の算定分母をアーティクルまたは部品と定義しています。同じ様に欧州委員会決定 2009/251/EC は、DMF(フマル酸ジメチル)の 0.00001 重量%の濃度限度の算定分母を、製品または製品中の部品と定義しています。又、欧州委員会規則(EC)552/2009 は、半完成品又は製品中の部品の PFOS の濃度限度を 0.1%をと定義しています。これらの法規制では法的な部品の定義を規定していないのですが、かと言って、最も制限的な濃度限度を定する事は適切ではありません。従って、規制物質の報告を確実にするためには最も基本的な部品の単位として、部品に対し材料レベルの濃度限度が適用されます。

※4: 本適用対象中の物質に対する規制閾値は、製品中の濃度よりも放出量あるいは暴露限界に基づいています。規制限界は次の通りです。

ベニアコア合板中のホルムアルデヒド:0.05ppm(製品からのガス状放出量として測定)

長期間皮膚接触のニッケル:0.5 マイクログラム/cm2/週、 DIN EN 1811 による。

放射性物質:0.1m の距離にて 1 μSv h-1 を超える線量率

放出量と暴露レベルは実際の濃度レベルでは得られないため、報告用としての閾値レベルは「意図的添加」が示されています。サプライヤは製品中の実際の濃度は法規制の適合評価としては有益ではないため、製品中の含有を把握している事を示すために、厳密な製品中の濃度を特定する代わりに、それらの物質の製品中の 0.1 重量%のデフォルト濃度の報告を選択する事が出来ます。

※5: 包装を構成する各均質材料(例えば、樹脂、インキ、塗料)毎で、鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの重金属含有総合計量を重量比で 100ppm 未満にすること。意図的含有は禁止する。

主な参照法令と番号

法令番号	名称
L1	日本 労働安全衛生法
L2	EU REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書 17
L3	EU 指令 2011/65/EU
L4	EU 指令 94/62/EC
L5	韓国 品質経営及び工産品安全管理法
L6	欧州委員会決定 2009/251/EC
L7	日本 フロン排出抑制法
L8	US TSCA
L9	US カリフォルニア州プロポジション 65 判例法
L10	中国 規格 GB-24427-2009:アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件
L11	中国 電池製品水銀含有量の制限に関する規定(通知 14 号)
L12	モントリオール議定書 付属書 A, B, C, E
L13	US カリフォルニア州 DTSC 規則設定
L14	日本 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)
L15	日本 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
L16	EU 規則 No 2019/1021
L17	ストックホルム条約

発行 No. 品質発 250128

株式会社　堀場製作所
品質保証統括センター
TEL：075-325-5086
URL：http://www.horiba.co.jp